

○辻泰弘君 民主党・新緑風会の辻泰弘でございます。

前回、初質問の折には横綱の胸をかりるということで、坂口力大臣に力相撲をとということで申し上げたところでございますが、きょうは牛をめぐる闘いでございますので闘牛相撲、そのように位置づけて頑張りたいと思っております。

冒頭でございますけれども、BSEそのものの議論の前に、関連するわけでございますが、総務省の家計調査報告、十月三十日の発表を見ましても、農水省の調査を見ましても、牛肉の消費が落ち込んでいるという実態が明らかにされております。午前中の会議でも経済全体に与える影響は限定的であるという御指摘もございましたけれども、やはり焼き肉店の売上げの激減、パート、アルバイトの雇用削減、こういうのが現実の問題としてあるわけでございます。

そのような中で、十月三十日に九月の完全失業率五・三%ということがあったわけでございます。テロの問題、BSEの影響などがこれから十月以降、一層本格化、影響が出てきて悪化しかねない、こういう状況だと思うわけでございますが、大臣御自身も、影響は十月により大きく出るのではないかと、雇用情勢は緊急事態を迎えたとおっしゃっておられ、失業問題が今後さらに深刻化するとの見方を示しておられるわけでございます。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、大臣の御所信、それは了とするところでありまして、私は、この雇用の緊急事態、内閣として小泉総理みずから雇用の緊急事態宣言というべきものをおっしゃるべきだと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 今回の補正予算が間もなく出されまして、皆さん方に御審議をいただくことになるわけでございますが、一兆円という枠組みの中で五五%に当たります五千五百億円を雇用対策にということでございます。予算全体の中で五五%の多くを雇用に充てるといったことは今までなかったことでございます。このことは、小泉総理が緊急事態であるとお考えになっているその証拠であるというふうにとめていただいているわけでございます。

御審議をいただきました後は、それを積極果敢に効率的に運用できるように頑張りたいと思っております。

○辻泰弘君 大臣は、今の厳しい景気・雇用情勢に対してですけれども、厚生労働省の施策だけでは限界があると語っておられる。また、今後必要性があるかどうか判断しなければならない、すなわち第二次補正の必要性も言及されているわけですが、この五・三%という大変厳しい状況、ある意味では新たに迎えられたところだと思うわけですが、従来の補正の議論からですね。

そういう中で、今の雇用対策、もっと充実すべきじゃないかということについてどうお答えになるのでしょうか。すなわち、今で十分かということですが。

○国務大臣（坂口力君） 雇用情勢が非常に厳しい状況でありますことは、もう委員が御指摘になって、私もそのとおりというふうに思っております。

これから先、これをどのようにしていくかということになるわけでございますが、いわゆる失業率でありますとかあるいは有効求人倍率といいますものはどちらかといえば出口の話でございまして、入り口の方が一体どうかということによって非常に影響を受けるわけでございます。

出口のところの雇用の問題につきましては、どうしても我々頑張って、そして皆さん方の御期待におこたえをしなければならないというふうに思いますが、しかし雇用全体の問題は出口だけの問題ではなくて、やはり経済そのものの入り口がどうなるかということによって大きく変化をするわけでございます。むしろそちらの方が大きいと言っても過言ではございません。

そうした意味で、私が皆さん方をお願いをいたしておりますのは、出口としての雇用対策、それは私たち厚生労働省として一生懸命に頑張りますけれども、しかしそれは出口だけではなくて入り口の問題とこれは連動した問題でございますから、全体としてやはりいろいろとお考えをいただきたい、そういうことを申し上げているわけでございます。

今回、第一次の補正予算が間もなく出るわけでございますから、その次の次というのは今まだ申し上げる時期に来ていないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この補正予算を早く御議論をいただいて、そして成立をさせていただいて、それによって、まずその中で三千五百億円に達します地域の交付金を初めといたしまして、できるだけ効果的にこれを運用させていただくようにしたいと考えているところでございます。

○辻泰弘君 十月十八日、日経連・連合が雇用に関する社会合意宣言を出しておられて、経営側は雇用を維持・創出し失業を抑制する、労働側は賃上げについて柔軟に対応する、そして両者はワークシェアリングに向けて合意に取り組むということを合意されているわけですが、近々、政労使雇用対策会議が開かれるとお聞きしておりますけれども、このような労使の取り組みに対して、政府としても予算や雇用対策を通じて全面的にバックアップする、については両者それぞれ雇用維持・安定に向けて力を尽くしてほしいということで御要請をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 労使でいろいろのお話し合いをしていただいているようでございます。先日もおまとめになりましたものを拝見させていただきました。今までよりも各般にわたって御協議をいただき、そして各般にわたっての合意事項もあるというふうに読ませていただきました。

その中で特に注目を引きましたのはワークシェアリングの問題でございます。これは今までどちらかといえばワークシェアリングという言葉は双方ともに発言をしていただいておりますけれども、その中身につきましてはなかなか前進しなかったわけでございます。使用者側におきましては、ワークシェアリングを実現するとき、時間の短縮をするけれどもその短縮分だけは賃金は当然安くなりますよという御意見でございますし、連合側の皆さん方は、時間の短縮はあってもいいけれども賃金そのものがその分圧縮されるというのでは困るという、こういう御意見であったというふうに思っておりますが、今回かなり歩み寄って、とにかくこの問題をひとつやっ払いこうという合意をしていただいたということは、それぞれがやはりこの問題について少し譲り合いながら踏み込んでいこうというお気持ちを持っていただいた証拠であるというふうに私は理解をいたしております。

九日に政労使の会議を持たせていただく予定にいたしておりますので、そこでも議論をさせていただきたいというふうに思っておりますが、少し我々も積極的にその中に入らせていただいて、そして実りある効果をひとつお願いをしたいと思っております。

○辻泰弘君 時間の関係で端的にお聞きしたいと思います。

坂口大臣、十一月四日の会見で解雇ルールの法制化の方針を示されたということがございました。大変厳しい雇用情勢の中でございますので、大臣が解雇が安易にできるような方向性に積極的だというふうに受け取られることはやはり問題だと思うわけでございまして、その点について、あくまでも解雇というものを安易にやっ払いはいけない、日経連の会長もおっしゃっているわけですが、そういう立場からこれに処していただきたいと思っておりますので、その点について簡単にお答えいただければと思います。

○国務大臣（坂口力君） 解雇ルールにつきましては、これは中身をどうするかという問題でございます。

今まで、最高裁でございましたか、あるいは高裁であったかもしれませんが、あの結論をもち

まして、そしてそれによってお互いに考えてきたということがございますが、しかし雇用の場もだんだんと多様化をしてまいりました。パート労働の皆さん方が非常にふえましたこと、あるいはまた嘱託等の方がおみえになります。あるいはまた有期雇用といったものもございまして、派遣業もできてまいりました。そうした中にありまして、どのようにしていくかということはいま一度やはり真剣に考えておかなければならない問題であると思っております。

もちろん、その中の議論につきましては、労使の皆さん方にもよく御議論をいただいて結論を出したいというふうに思っておりますが、私の中身を今、どういうふうにしたいかというふうにしたいという私自身の考え方を今申し上げているわけではございません。よく皆さん方で御議論をいただいてその結論を得て、そして、できましたら法制化をしたいということをお願いいたします。

○辻泰弘君 医療制度改革についてですが、大臣は、今後の医療制度改革の日程は経済動向も影響してくる、景気の状態を見て最後に政治決着しなくてはならないと三日に語っておられますが、今後の医療制度改革の推進の日程といいますか方針について、簡単に結構ですので、お願いします。

○国務大臣（坂口力君） きょうも朝から中原議員を初め皆さん方から医療改革につきましての御議論をいただきました。

今後のスケジュールといたしまして、私たちといたしましては、できる限り今月末、十一月末には一つのまとめをひとつさせていただくことができるというふうに思っている次第でございます。

さまざまな分野で今御議論をいただいているわけでございますが、できればこの十五日前後におまとめをいただいて、そして二十日から二十五日ぐらいの間には最終の結論をまとめさせていただくことができるというふうに思っているわけでございますが、これはしかし皆さん方のいろいろの御議論をお願いした上でのご話でございますので、予定どおりいくかどうか、それはわからないわけでございますけれども、私たちの希望といたしましてはそのように思っている次第でございます。

○辻泰弘君 残りの二十分、BSEの問題について集中的にお聞きしたいと思います。

私もこの問題をずっと追っかけてましてやっぱり一貫して思うことは、常に対処が後手後手であるということでございます。

肉骨粉の輸入に関しまして、一九九六年三月にイギリス、北アイルランドを含むイギリスからの輸入及び反すう動物由来の肉骨粉等の輸入停止ということになったわけでございますが、一九九五年までには既にデンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、ポルトガル、スイス、イタリアと、これだけの国で発生していたにもかかわらず、九六年三月にイギリスだけ輸入停止をしたと、こういうことが非常に、その他の国々はなぜしなかったのかということが一つあるわけでございます。

現にアメリカは一九九一年にBSE発生国からの反すう動物由来の食肉及びそれらの加工品の輸入禁止を行っている。また、オーストラリアでは一九六六年から、これは羊のいわゆる狂牛病と言われるスクレイピーが見つかったことによってですけれども、肉骨粉の輸入禁止というものをやっている。こういう諸外国のそういう対応に学ぶことなく、日本がEU諸国からの牛肉及び肉骨粉等の輸入停止を決めたのは二〇〇〇年十二月で、二〇〇一年一月からの輸入停止を決定したわけでございますが、大変対応がある意味では犯罪的と言いたくなるほどおくれたと言わざるを得ないと思うわけでございます。

どうしてこのように対応がおくれたのか、諸外国の例に学ぶことができなかつたのか、この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人（小林芳雄君） 我が国におきまして、BSEの侵入防止の対策の経緯でございます。

お話しございましたように、イギリス、アイルランド、こちらの肉骨粉につきましては、九〇年でございますが、当時、OIEという国際機関がございますが、そちらの方で加熱処理がされたものの基準がございまして、そのきちんと処理されたものみの輸入を九〇年から認めてきたというふうにしております。

また同様に、フランス、ドイツ、イタリア、こういった国でBSEが発生してまいりましたが、それらの国の肉骨粉につきましても、そのBSEの発生が確認された以降は、今の国際基準に沿ったそういった加熱処理がなされたもの、こちらを認めるという形で輸入を進めてまいりました。

その中で、昨年末はEUにおきますBSEの発生が急増したことを受けまして、この一月一日から、EU、それからスイス、リヒテンシュタイン、こういった国の肉骨粉の輸入を全面的に停止したということがございます。

いずれにしましても、OIEの国際基準に基づきます加熱処理というものを条件といたしましてその輸入を進めてきたというところでございます。

それで、これらの措置を講じるに当たりましては、我が国の獣医学の権威の皆さんから成ります技術検討会など、そういった専門家の皆さんの御意見も踏まえながら実施してきております。

そうはいいながら今般我が国でBSEが発生いたしました。これにつきましてはまことに残念なところでございまして、汚染肉骨粉のこれからの侵入防止、新たな侵入防止を図るという観点から、十月四日から当分の間、すべての国からの肉骨粉の輸入を一時停止すると、こういった措置をとっているところでございます。

○辻泰弘君 そのこと自体議論をしたらもうかなり時間を食うのですけれども、今のお話でも、肉骨粉のBSE国際基準の加熱処理、百三十三度、三気圧、二十分ですか、これも、この基準をやったのが一九九〇年から九六年の間についてですね。九六年からはイギリスからのをやっているわけですから、ですからその発生国を、一九九六年三月、イギリス以外にもちゃんと適用しておくべきことをしていなかったということでございますから、その点については率直に言って本質的な反論には何にもなっていないと思うわけです。

ただ、このことだけで議論しても仕方がないので次に行きますが、肉骨粉の給与についてです。これも大事な問題です。

一九九六年四月、反すう動物由来の飼料等を反すう動物に給与しないように指導をしたということがございました。そして、その法的義務づけというのはこの間の二〇〇一年九月十八日までなされなかったわけございまして、肉骨粉が感染ルートであることはよくわかっていたということである中で今日までこの措置が指導ということだけにとどまった、このことが非常に大きな問題だったと私は思います。

何ゆえ指導にとどめられたか、この五年間ぐらいですね、四年半ですか、法的義務づけがなかった、このことは大きな問題だと思っておりますが、お考えを聞かせていただきたい。

○政府参考人（小林芳雄君） 一九九六年でございます、WHOの専門家会議の方での反すう動物の組織を用いた飼料原料については反すう動物に給与すべきではないと、こういった勧告を受けまして、同年四月十六日から指導通知で対応してまいりました。

この指導通知のもとで、この趣旨を徹底するというので、一つは、牛用の飼料を製造する飼料工場に対しまして、肥飼料検査所という機関がございますけれども、飼料安全法に基づく立入検査を実施して徹底を期しております。また、同じように、流通飼料対策事業、こういった事業の一環としまして、都道府県等を通じまして地区講習会の開催などを通じ啓発指導、これは生産者の皆さん等に対しましてそういった指導も実施しているところであります。こういったいわば実質的な措置を講じることによりまして飼料の製造ないし農家段階での使用の適正化ということを図ってきたところでございます。

それが、今般、BSEの発生という事態を踏まえまして、牛の飼養農家の全戸調査を行いました。この結果、事例としまして、十月二十五日現在、全国で百六十五戸、五千二百二十九頭というふうを確認されております。これは全農家数からしますと〇・一二%だとか、また頭数では〇・一一%に相当するものでございますけれども、結果としてこういう不適正使用の事例を確認したということはまた残念なことでございます。

そういう意味で、今お話ございましたように、九月十八日あるいは十月十五日付の中で飼料安全法の省令を改正して、肉骨粉等の牛への使用を法律上禁止しているという、そういうことで対応しているところでございます。

○辻泰弘君 このことが指導ということだけで義務づけていなかったことが大変大きなことだったと思います。

今のことも本当はもっと議論したいところですが、次に進ませてまいります。

二〇〇一年六月、ことしですけれども、EUの、欧州委員会の専門委員会、日本でも牛や羊の肉骨粉をイギリスから輸入してきた時期があると。そういうことで、その育った牛がいわゆる狂牛病に感染する可能性があるという報告をまとめていたけれども、日本の協力が得られないとして報告書の作成が中止されたということがあったわけでございます。

当初、この報告書、日本からつくってほしいと依頼したという話もございまして、いづれにしても、このこと一つを見ても大変閉鎖的な体質、問題の隠ぺい体質というものが明らかだと思っております。そのことが国民の行政への不信というものを大きくもたらしていると思っておりますが、この点の経緯について、恐縮ですけれども、短くて結構ですからちょっと簡潔にお聞かせください。

○政府参考人（小林芳雄君） EUのステータス評価、EUとしましては第三国からの再侵入、BSEの防止ということで進めております。私ども、我が国としましては、このEUのステータス評価の開始に対しまして、我が国も化粧品、医薬品の輸出がございまして、その対象となるということでBSEステータスの評価を受けるということで進めてまいりました。

ただ、この議論を進める中で、従来、EUの方で行ってきておりますBSEの評価手法につきましても議論があったところでございます。これはEUの方では各国の発生状況でありますとかサーベイランス体制、こういうことが基準の中で考慮されておられません。また、その評価基準自体が国際基準、いわゆるOIEの規約でございまして、そちらからも大きくかけ離れていると、そういった問題点がございまして、我が国としましては、この基準は妥当なものではないというふうに議論をしてまいりました。

それで、EU自身も、今申し上げました基準にかえまして、ことしの七月にはOIE規約、これはことしの五月に決定されたものですが、このOIE規約を踏まえた新しい基準を採択したという経緯がございまして。

いづれにしても、こういった背景のもとで、我が国としましては、国際基準との整合性のない基準、これにより評価を行うことは適当でないということで、EUが従前の基準での評価を行うことについては問題があるということでEU側と協議をしてきたところでございます。その結果、EU側による我が国に対するBSE評価は行われなかったこととなったという、こういった経過でございます。

○辻泰弘君 このことも深く突っ込みたいところですが、次に行かせていただきます。

九月十九日に厚生労働省は三十カ月齢以上のすべての牛についてBSE検査を行うことを公表されて、これで安全だとおっしゃったと思います。イギリスでは発生牛の九九・九五%が三十カ月齢以上だったことからそういうことになったわけでございます。

しかし、逆に言いますと、この時点で〇・〇五%の危険性を容認していたと言わなければならないと思っております。十月九日には厚生労働省が三十カ月齢未満も含めすべての牛について

BSE検査を行うことを公表されているわけでございます。

この点に関して、武部農水大臣、十月十八日の記者会見で、なぜ三十カ月齢以上かという、イギリスの例ではBSE感染率が九九・九五%である、しかし私どもは〇・〇五%でも絶対にしようということで全頭検査に至ったわけだと語っておられます。

そういう意味では、当初から九九・九五%カバーするだけで事足りりとした、それをもって安全だと考えたこと自体間違いだったんじゃないでしょうか。

○政府参考人（尾寄新平君） 今御質問ございましたように、当初は三十カ月齢以上全頭でございますが、それに加えて二十四カ月齢以上につきましても、神経症状といいますか、症状のある牛について検査の対象にするという形でございます。これはEUの今の対象牛、対象の範囲と同じものでスタートしたいということで三十カ月齢だけではなかったわけでございますが、そういう形でスタートしたいというふうな考えを持っておったわけでございます。

○辻泰弘君 そのことも議論したいところですが、次に進ませてまいります。

八月六日のBSE感染牛の処分について、農水省は九月十日、緊急記者会見を行われて、永村畜産部長が額に汗をにじませながらということのようですが、この牛の肉はすべて焼却したと語っておられます。しかし、九月十四日には焼却処分されず肉骨粉に加工されて徳島、茨城に置かれることが判明した、こういうことがございました。

そもそも九月十日の段階でどのような調査の上で焼却したとおっしゃったのか、いかがでしょうか。

○政府参考人（小林芳雄君） 今のBSE患者の牛でございますが、それにつきまして、八月六日に屠場に持ち込まれた段階では、これは千葉県の実験検査所で検査いたしましたが、敗血症という診断でございます。その際、食用に適さないということで全部廃棄というふうになされて、この事実自身は九月十日の最初の私どもの記者会見の時点で千葉県から農林水産省に伝えられたという経過がございます。その意味で、この記者会見用資料にも当該牛はすべて廃棄され、食用には供されていないというふうに記載されておりました。

この廃棄という意味でございますが、と畜場法上は焼却または化製場で処理するなど衛生上支障のないように処理すると定められておまして、特に牛につきましては、BSEである場合には焼却するというふうになされておるわけでございます。

このために、この記者会見を行った畜産部長の立場からしますと、今回の牛が屠畜場での検査段階でBSEを疑われたものと思っていたために焼却されていたというふうに思い込んでいたという経過でございます。

○辻泰弘君 感染源の主たるルートと思われる肉骨粉についてですが、これまでつくられた肉骨粉、管理はしっかりされているのかというのが正直言って疑問に思わざるを得ないところがございます。管理が大丈夫なのか、焼却施設がちゃんと確保されているか、この点について簡潔にお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人（小林芳雄君） 今まさに都道府県におきまして、畜産部局と環境部局双方の連携のもとで一般廃棄物焼却施設の確保のための作業を進めております。なかなか焼却施設の利用ということになりますと地域住民の皆さんの御理解を得る、こういったことも必要でございますが、また市町村などとの調整も必要でございます。

また、手法としまして、一般廃棄物の焼却施設の際には投入口が小さい、こういったいろいろな特徴がございますが、この投入方法なんかについても鋭意検討を進めていると。そういう中で、焼却施設の確保そのものにやはり時間が必要だというふうに考えられますので、現在、保管施設の方も、こちらもちきちんと確保しながら進めているということで、当面、保管という意味で

の施設というものはほぼ全国的に確保されていると思っております。この管理も的確に進めていきたいと思っております。

○辻泰弘君 今の点も大変重要なところですので、しっかりやっていただきたいと思います。

もう一つ大きな問題、背割りのことですけれども、解体の際に付着するということがやはり現実にあると思うわけです。実際、屠畜するときに頭部だけ持って行って、あとは一応背割りをして分解してしまうわけですから、そういう意味では付着の可能性はやはりあると言わざるを得ないわけでございます。

そういう意味で、きょう午前中の議論でも、十月十八日以降、完全に心配なしとか今後の感染ルートは遮断されますとか万全の検査体制ができたと言っておられるんですが、完全にその危険性を排除することはできないと思うわけでございます。付着防止について吸引機を入れるとか、いろいろ考えておられるようですが、簡単にお答えいただきたいと思います。

○政府参考人（尾寄新平君） 屠畜解体の方法の改善につきましては、十月十一日に牛海綿状脳症に関する研究班会議を開きまして、専門家と屠畜場の関係者も交えまして検討していただいたところでございます。

その結果、生体検査におきましてBSEが疑われる牛等については屠殺・解体を禁止ということが一点でございまして、生体検査で合格した牛について、欧州におきます汚染防止措置を参考にいたしまして、背割りについては、今回、一つは背割り時ののこくずの回収、焼却、それと背割りののこぎりにつきましては一頭ごとの洗浄消毒、それと三番目に高圧水によります枝肉の洗浄、その後に脊髄の除去の徹底、こういったことで専門家の御意見等では問題はないという御指摘をいただいているわけでございます。こういった内容につきまして特定危険部位の管理要領として十七日に通知をしたところでございます。

御指摘のフランスでやっております吸引の関係につきましては、来年一月からフランスは義務づけるというふうに承知しておりまして、私ども研究班の方でこういった内容について御検討をいただいて、方向としては導入する方向で検討を進めたいというふうに考えているところでございます。

○辻泰弘君 十月十七日以前の肉の処分について、国民の不安を念には念を入れて払拭すべくということで今保管されているわけですが、そして最終処分は国の責任において万全を期すとなっているわけですが、どういう方針でおられるのか、時間がありませんので簡潔にお願いします。

○政府参考人（小林芳雄君） 今お話ございましたように、十月十七日以前に屠畜された国産牛肉在庫、これを市場隔離するというところで進めております。具体的には、全国的な生産者団体などがその会員などが所有する十月十七日以前に屠畜された国産牛肉在庫、これを買い上げまして冷凍保管して冷蔵庫から搬出させないということでございます。

この市場隔離後の最終処分につきましてはこれから検討することとしておりますが、さまざまな選択肢を検討することによって消費者に不安を与えることのないように国の責任において万全を期すということで進めていくことにしております。

○辻泰弘君 時間も残り少なくなりましたので、ちょっと幾つか申し上げたいんですけれども。

牛の総背番号制ということがございました。やはり、もしものことがあったときの追跡調査ということ、また消費者が購入した肉のルーツをたどれるようにすること、こういうことをこれから考えていくべきだと思いますが、農水省はそれを補正予算で入れられるようですけれども、やはり流通まで、厚生労働省の管轄のところもやはりそれを当てはめていくべきだと思うんですが、それはいかがでしょうかということが一つ。

それから、今回のことを考えてみても、やはり消費者の安全、食品の安全を確保しなければならない、また情報公開、こういうことをしっかりと盛り込んだ意味では食品衛生法の改正等が求められるんじゃないかと思うわけですが、この点についてお聞きしたい。

それから、きょうの段階で、十一月十九日に農水省と厚生労働省がBSE問題に関する調査検討委員会を開催されるということを決められたようにきょう出ておりますけれども、ぜひ縦割りではなくて相互に、それぞれ専門家の方ですから、問題点を指摘して、安易に安全だというふうなことを結論づけないように、どこに穴があるかということをお互いにチェックし合う、そして連携して一体的に取り組んでいく、そして生産者のみならず消費者のサイドに立ってやっていく、このことに向けてお力を込めていただきたいと思います。

その三点についてお聞きしたい。そして、終わります。

○政府参考人(小林芳雄君) 最初に、背番号の関係と、それから情報伝達の関係でございます。

今お話ございましたように、生産現場から屠畜場まで、これはいわば耳標をつけまして総背番号の仕組みをつくっていく。これとあわせて、屠畜場から小売段階まで伝達する手法、これもまた重要でございます。

そういう意味で、平成十二年度から国内での情報伝達の状況とか海外における実態調査などを実施しておりまして、また十三年度、本年度からは新しいバーコード、こういうもののITを活用したシステムの開発、実証試験を開始したということでありまして、これから川上の家畜個体識別システムとの連携も含めまして、我が国に適した情報システムの確立に努めてまいりたいと考えております。